平成２２年（フ）第１５０７６号
東京都墨田区錦糸４丁目５－３－403
債務者　増田　優市
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０７８号
東京都荒川区西尾久１丁目１－９－301
債務者　田代　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８０号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目21－202
債務者　吉田亜紀子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８号
岡山市南区福富東２丁目14番24号
債務者　出口　俊昭
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９２号
岡山市南区新保698番地２　芳田市営住宅１号棟808号
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２６号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目５番３－503号
債務者　濱名　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２７号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目４番10号　フジヤステーションコート浜松　704号室、外国人登録原票上の住所静岡県袋井市栄町15番地の14
債務者　山根亜弓こと　ヤマネ　マリリン　ロケ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
愛知県半田市榎下町26番地の２　メゾニティーヒルズＡ棟101号
債務者　安藤　敏男
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営１－３－514号
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
島根県出雲市大津町1754番地４　大津県営住宅２－241
債務者　今岡久美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１４９８９号
東京都杉並区高円寺北３丁目37－16　新海方
債務者　平山　順子（旧姓井之上）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０２３号
東京都江戸川区西瑞江４丁目24－５　都住２－403
債務者　加藤　晴江
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４７号
千葉県八千代市萱田町738－１　ソフィアパレシオンＥ棟102
債務者　山内　祥広
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６９号
東京都杉並区西荻南３－３－11－111、住民票上の住所東京都調布市深大寺東町１丁目８－４　メゾンエスポワールＢ
債務者　名護　仁志
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７５号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目33番13－304号　セザール南林間
債務者　松下　礼子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部